

## 1. 業務名

中津市ショート動画作成スキルセミナー2026 企画運営委託業務（以下「本業務」という。）

## 2. 業務実施に至る背景

中津市では、令和6年9月に「学びの里なかつ推進宣言条例」を制定し、学ぶ意思のある者が生まれ、集い、交流することで、「新たな学び」や「誰もが輝く学び」が生まれ、もって、未来に向けてひととまちがともに発展していく「学びの里なかつ」のまちづくりを推進している。

近年、若者世代を中心とした活字離れが進むとともに、タイムパフォーマンスを重視した情報取得のニーズが増大しているところである。また、SNSをはじめとする情報媒体の多様化が進む中、中津市にまつわる情報発信力の向上のためには、短時間で視覚的に理解できるコンテンツによる発信を行うとともに、発信側である中津市職員がこれらのコンテンツを活用し、市の情報や制度を分かりやすく伝えるスキルを身につけることが重要となっている。

## 3. 業務目的

2. に記載する背景や課題に対応するため、本業務では、次代を担う「高校生年代」向け及び、中津市の情報発信を担う「中津市職員」向けに、効果的なショート動画作成・情報拡散及び適切な情報発信を行うためのモラル等、ショート動画を用いた安全・安心かつ効果的な一連の情報発信のスキルを学ぶことにより、中津市全体で情報発信力の強化を図るとともに、シビックプライドを醸成することを目的として、本業務を実施する。

## 4. 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

## 5. 業務内容

### (1) 高校生向けショート動画作成スキルセミナーの企画・運営

#### ① 開催の要件等

ア 開催時期： 令和8年8月1日（日）～8月31日（月）のうち、4日間

イ 開催時間：各回において、午前9:00～午後3:00の範囲で設定すること。なお、正午をまたぐ場合は、昼食休憩を1時間設けること。また、1時間～2時間に1回、10分程度の途

中休憩を設けること。

ウ 対象者：中津市内の高校生 30 人程度

エ 内容：次の事業概要案を基に、実施内容を企画・提案・実行すること。

高校生が、スマートフォンだけでショート動画（再生時間：30 秒～60 秒）を作成及び投稿することにより情報発信できるようにするための対面セミナーであり、少人数のグループ編成をしたうえでショート動画の構成、撮影、編集の方法、バズらせ方のコツ及び動画作成者・投稿者として必要なデジタルリテラシー等をバランスよく習得できるカリキュラムとし、最終日には「中津市の魅力」をテーマに各グループが作成したショート動画の成果発表会を開催し、優秀作品を表彰する（※1）。また、本事業の実施にあたっては、以下の技術的要件を遵守すること。

（ア）投稿プラットフォーム：作成するショート動画は、Instagram（リール）への投稿を前提とした内容とすること。

（イ）使用ソフト：動画編集には、Meta 社が提供するスマートフォン向けアプリ「Edits」を使用すること。

なお、開催日のいずれかの日に、高校生に認知度の高いインフルエンサーを講師としてお呼びし、実際に目の前でショート動画の撮影から動画編集までを実演する時間を設けることを必須とする。（※2）

（※1）ショート動画作成にあたり、各グループにモバイル Wi-Fi ルーターを 1 個ずつ中津市から貸与する。また、優秀表彰の表彰に係る景品が必要となる場合は、中津市が手配する。

（※2）招聘する講師（インフルエンサー）は、主要 SNS（Instagram, TikTok, YouTube 等）のいずれかにおいて、フォロワー数が 10 万人以上であること。

## ② 委託内容

### ア 開催準備

（ア）中津市担当者との調整・打合せ

（イ）事業計画書の作成（動画の撮影・公開に関するガイドライン、機材破損による怪我等の事故発生時の損害賠償責任の所在等を含み、中津市の承認を得ること）

（ウ）開催日当日スタッフの手配（会場の手配は中津市が行う）

（エ）講師及びインフルエンサー等の選定及び派遣手配（謝金、旅費の支払いを含む。）

（オ）プログラムや講演資料など、セミナーに使用する資料の作成（資料の印刷が必要な場合は、受託者の負担とする）

（カ）セミナー実施に必要な備品の調達、輸送及びセミナー終了後の返送の手配

## イ 参加者の募集

(ア) 参加者募集のためのチラシのデザイン作成・印刷（印刷枚数は約2,000枚とし、配布等は中津市が行う。）

(イ) 参加者の受付、決定及び連絡

(ウ) 参加者の受付等の際し、次の事項の明示（参加受付時の申込書または申込フォームなどに明示し、同意した旨の履歴が残るようにすること）

● セミナー内で作成されたショート動画の著作権は、原則として制作者に帰属するが、制作者及びその保護者からあらかじめ同意を得られる場合は、中津市（中津市が許可した第三者を含む）が二次利用等に無償で使用できること。

● 「制作者」とは、当該ショート動画を制作したグループに所属した高校生であること。

## ウ セミナー開催当日の運営

(ア) 会場の設営

(イ) 参加者の受付（欠席者への対応を含む）

(ウ) プログラムの進行管理（運営責任者の手配を含む）

(エ) セミナー受講前後のスキル変化に関するアンケートの作成・実施

(オ) その他、セミナー開催当日の運営に係る一切の業務

## (2) 中津市職員向けショート動画作成スキルセミナーの企画・運営

### ① 開催の要件等

ア 開催時期：令和8年10月1日（木）～令和9年2月26日（金）のうち、2日間

イ 開催時間：各回において、午前9:00～午後4:00の範囲で設定すること。なお、正午をまたぐ場合は、昼食休憩を1時間設けること。また、1時間～2時間に1回、10分程度の途中休憩を設けること。

ウ 対象者：中津市職員40人程度

エ 内容：次の事業概要案を基に、実施内容を企画・提案・実行すること。

中津市職員が、スマートフォンやChromebookを活用して、中津市の情報や制度に関するショート動画（再生時間：30秒～60秒）を作成できるようにするための対面セミナーであり、少人数のグループ編成をしたうえで、ショート動画の構成、撮影、編集の方法、バズらせ方のコツ及び動画作成者として必要なデジタルリテラシー等をバランスよく習得できるカリキュラムとする。

### ② 委託内容

## ア 開催準備

- (ア) 中津市担当者との調整・打合せ
- (イ) 事業計画書の作成（中津市の承認を得ること）
- (ウ) 開催日当日スタッフの手配（会場の手配は中津市が行う）
- (エ) 講師等の選定及び派遣手配（謝金、旅費の支払を含む）
- (オ) プログラムや講演資料など、セミナーに使用する資料の作成（資料の印刷が必要な場合は、受託者の負担とする。）
- (カ) セミナー実施に必要な備品の調達、輸送及びセミナー終了後の返送の手配

## イ セミナー開催当日の運営

- (ア) 会場の設営
- (イ) プログラムの進行管理（運営責任者の手配を含む）
- (ウ) セミナー受講前後のスキル変化に関するアンケートの作成・実施
- (エ) その他、セミナー開催当日の運営に係る一切の業務

## 6. 事業計画書及び実施報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとにセミナーの実施内容等の具体的な業務内容について中津市と協議のうえ、事業計画書を作成し中津市に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、実施報告書を作成・提出し、中津市の検査を受けること。
- (3) セミナー開催当日の実施状況について、中津市ホームページ等に掲載できる画像データを提出すること。なお、画像データに参加者が写っている場合は、公表の可否を参加者本人に確認したうえで提出すること。
- (4) 中津市は、必要がある場合は、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (5) 中津市は、業務実施過程で本仕様書記載内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 7. 委託料の支払方法

中津市による検査終了後、受託者からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

## 8. 再委託の可否

受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとに名称・所在地・連絡先、再委託する業務内容、実施体制及び責任者を明記のうえ、中津市に事前に書面にて報告し、承諾を得なければならない。

## 9. 留意事項等

- (1) 受託者は、本業務に関して知り得た情報を本業務以外の目的に使用してはならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、市と協議のうえ業務を実施すること。なお、本業務の実施にあたり社会一般に通常実施される項目は、本仕様書に記載のない事項であっても本業務の範囲とする。

## 10. 中津市の担当課

中津市 企画市民環境部 総合政策課

住所：〒871-8501 中津市豊田町 14 番地 3 中津市役所本庁 3 階

電話：0979-62-9031

FAX：0979-24-7522

E-mail：sogoseisaku@city.nakatsu.lg.jp